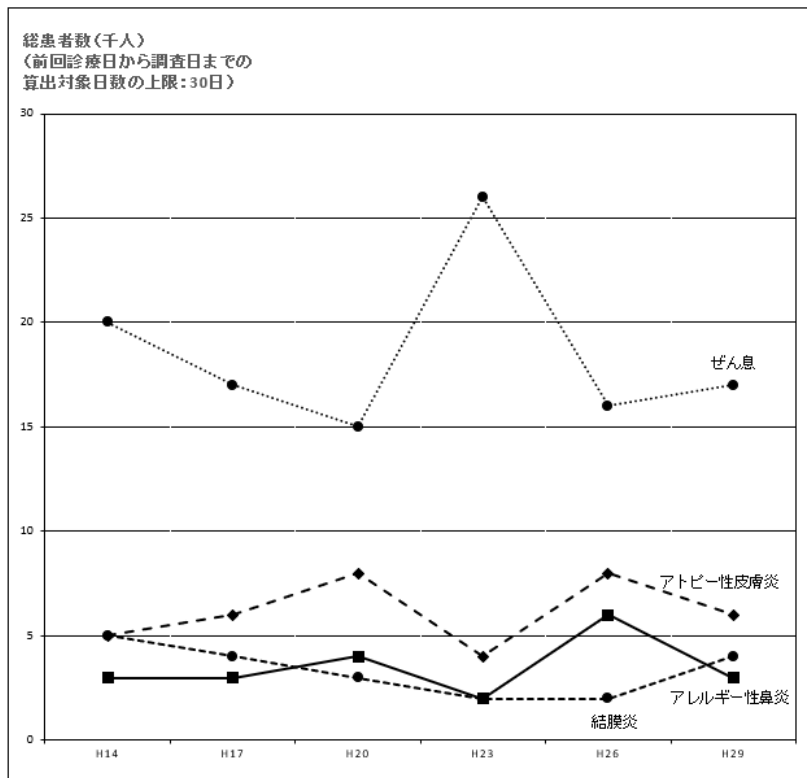


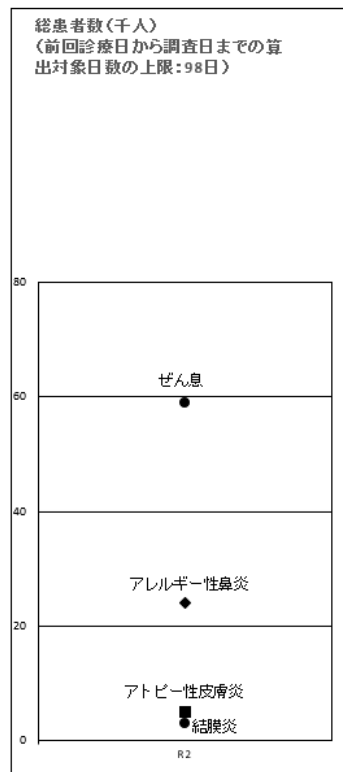
【資料P. 26資料差し替え】

(1) 本県のアレルギー疾患推計患者数の年次推移

H14~H29



R2



[資料] 厚生労働省「平成29年患者調査」「令和2年患者調査」/調査の時期:10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定める1日。

(注1) 総患者数(傷病別推計):調査日現在において、継続的に医療を受けている者(調査日には医療施設を受療していない者も含む。)の数を、数式により推計したもの。

(注2) 結膜炎は、非アレルギー性の結膜炎患者を含む。

(注3) アレルギー性鼻炎は、花粉症患者を含む。

(注4) 令和2年から平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算出対象の上限日数を変更。平成29年までは30日(31日以上を除外)であったが、令和2年からは98日(99日以上を除外)で算出された。このため、令和2年については、縦軸の目盛りを変更している。